

中国税務速報

2025年12月17日

一. 「国家税務総局 最高人民法院 公告 2025年第24号」企業の破産手続における税金・費用の徴収管理事項に関する国家税務総局と最高人民法院の公告

11月27日、国家税務総局と最高人民法院は「企業の破産手続における税金・費用の徴収管理事項に関する公告」(以下、「公告」という)を共同で公布した。これにより、企業破産の段階における税金・費用の徴収管理業務が一層規範化され、破産企業の税務関連事務の利便性が高まり、納税者の合法的権益及び国の税収利益がより良く保護されることになる。

1. 公告では、税金・費用に係る債権を精緻に分類し、税額と社会保険料の個別に申告することを明確にした。また、税金の滞納による延滞金・利子は一般債権として取り扱い、罰金は規定に基づき申告することを定め、分類による規範化を通じて各種税金・費用債権の帰属を明確化した。
2. 公告では、破産企業の財産処分によって生じる税金・費用は破産費用に属し、事業継続によって生じる税金・費用は共益債務に属することを明確にし、いずれも債務者の財産から隨時弁済されることを定めた。
3. 公告では、破産企業と管財人に対し、資産処分、破産企業の税務関連情報の照会、破産手続に伴う発票発行に係る限度額の調整及び発行などの問題について解決の道筋を示した。

出典:「国家税務総局 最高人民法院 公告 2025年第24号」企業の破産倒産手続における税金・費用の徴収管理事項に関する国家税務総局 最高人民法院の公告

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5245432/content.html>

二. 『国弁發「2025」38号』「民間投資発展の一層の促進に係る若干の措置」に関する国務院弁公庁の通知

民間投資の活力をさらに喚起し、民間投資の発展を促進するため、国務院弁公庁はこのほど「民間投資発展の一層の促進に係る若干の措置」(以下、「若干の措置」という)を公布し、13項目の具体的な措置を打ち出した。

1. 参入拡大の面では、国の審査・認可を要する、一定の収益が見込まれる鉄道、原子力発電等重点分野のプロジェクトについては、民間資本の参入を奨励・支持し、出資比率などの要件を明確にしたほか、各地域において比較的小規模で収益が見込める都市インフラ分野の新規プロジェクトについては、民間資本が建設・運営に参加することを奨励する。また、低空経済(低空経済とは、原則的に高度1,000m以下(条件によっては3,000メートル程度)の低空を活用して、有人・無人のeVTOLを活用した各種のサービスのこと)、商業宇宙飛行などの分野への民間資本の秩序ある参入を導き、能力ある民間企業が国家的な重要技術研究開発任務の主導的役割を担うことを積極的に支援する。
2. 保護強化の面では、条件を満たす民間投資プロジェクトに対する中央政府予算内投資、新型政策金融ツールなどの支援を拡充する。銀行系金融機関は、民間企業向けの年間サービス目標を設定し、民間企業の合理的な融資需要に応えられるよう求められている。さらに、核心技術のブレークスルーを達成した科学技術型企業の上場による資金調達、M&A・再編における「グリーン・チャンネル」政策の着実な実施を継続し、条件を満たすより多くの民間投資プロジェクトがインフラ分野における不動産投資信託(REITs)を発行することを積極的に支援する。

出典：『国弁發「2025」38号』「民間投資発展の一層の促進に係る若干の措置」に関する国務院弁公庁の通知 https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202511/content_7047644.htm

三. 「国家税務総局令第 61 号」 国家税務総局による「税金滞納公告弁法」の改正

デジタル化転換の進展を背景にした税金・費用徴収管理の「基盤強化プロジェクト」を一層推進し、税金の滞納管理業務のレベルをさらに向上させ、納税者の合法的権益を十分に保護するため、国家税務総局は「税金滞納公告弁法」を改正し、2026年3月1日より施行することになった。主な改正内容は以下のとおり。

1. 納税者の権益保護の強化。立法の目的に「納税者の合法的権益を保護する」という内容を追加し、公告前に納税者への確認通知及び異議申し立ての手続を追加する。
2. 公告範囲の調整。「未納の教育費付加金・地方教育付加金」及び「納付済の滞納金に対応する未納税金」を公告対象とすることを明確化した。
3. 公告機関の統一。改正後は税金滞納が属する県レベル以上の税務局（分局）が公告を行う。
4. 公告頻度の統一。月次公告とする。
5. 公告ルートの統一。社会一般が税金の滞納情報を容易に把握できるよう、公告機関は行政執行情報公示プラットフォームで納税者の滞納状況を公告する。
6. 公告内容の規範化。公告に「税金の滞納の属する期間」、「未納日」等を追加する。
7. 公告対象外範囲の最適化。会社法・企業破産法との整合を図り、公告不要となる要件を最適化する。
8. 適時更新メカニズム。納税者が公告記載の税金・延滞金を完納した場合、または登録情報変更等により滞納金に係る公告内容に変更が生じた場合、公告機関は翌月の税金滞納公告発表時に該当内容を更新する。

出典：「国家税務総局令第 61 号」国家税務総局による「税金滞納公告弁法」の改正

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100015/c5245542/content.html>